

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

(河川管理者)

東京都知事

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わい豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

このたび、隅田川において江東区から河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域を指定するとともに、当該都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定めます。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川荒川水系隅田川の河川区域内のうち

東京都江東区越中島一丁目地先から同区越中島二丁目地先まで 左岸

（別図に示す区域）

(2) 指定年月日

令和7年4月8日

2 都市・地域再生等占有方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

①準則第22第3項第1号に掲げる「広場」

②準則第22第3項第2号に掲げる「イベント施設」

③準則第22第3項第6号に掲げる「前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、切符売場、案内所等」

(2) 許可方針

上記(1)に係る占有に当たっては、下記の条件を付して許可するものとする。

ア 土地の占有、工作物（以下「占有施設」という。）の新築及び変更につい

ては、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）、工作物設置許可基準（平成 6 年建設省河治発第 72 号）、その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守すること。

イ 占用許可の期間は、10 年以内とする。

ウ 法第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の許可を受けた者は、土地の占用を開始しようとするとき及び占用施設の新築等工事に着手しようとするときは、あらかじめ河川管理者に届け出て、その指示に従って占用及び工事を施行すること。

エ 土地の占用又は占用施設新築等工事に起因して、河川管理施設を損傷したときは、速やかに河川管理者に届け出てその指示に従って原状に回復すること。また、これに要する費用はその必要を生じた限度において許可を受けた者の負担とする。

オ 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、原状に回復するものとする。

カ 本件許可の更新又は変更を申請する場合は、改めて地域の合意形成を図ること。

キ 占用に伴う危険を防止し、占用施設の安全、管理用通路の安全、施設利用者の安全管理を確保するための必要な措置を講じること（休業日を含む。）。

ク 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制（夜間・休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じるとともに、占用施設の点検等を行うこと。

ケ 占用施設の維持管理を十分に実施すること。

コ 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合、河川管理者による補償行為は行わない。

サ 利用者により排出されたゴミ等を定期的に撤去する等、衛生的な環境を維持すること。

シ 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。

ス 地域貢献策を実施すること。

セ 占用施設や広告物について、隅田川の景観に配慮したデザインや仕様とすること。

ソ 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。

タ 次に該当するときは、本件許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、

その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除去、工作物の設置により生じた若しくは生じるべき損害を除去し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。

- ① 河川法その他関係法令に違反したとき。
- ② 本件許可に付した条件に違反したとき。
- ③ 本件許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。
- ④ その他河川管理者が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。

チ 本件許可に伴い占用料が生じる場合は、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。

ツ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体

公益財団法人 東京都公園協会（準則第22第4項第1号）

都市・地域再生等利用区域の指定範囲

